

	2017年 2月28日 第755号	JR東海労新幹線関西地方本部 http://www.geocities.jp/jrcu_s_kansai/ 発行責任者 小林 國博 編集責任者 島津 カ
---	-------------------------	---

休日指定予定日の公表廃止は、 労働基準法第39条違反だ！！

会社は「休日指定予定日の公表の廃止」を各労働組合との交渉・了解を得ず、一方的に強行しました。

各職場では4月分の年休申し込みが始まりましたが、「休日指定予定日の公表の廃止」により25日の勤務表の発表まで自分の休日（特休・公休）がいつなのか、労働日がいつなのかわからないまま年休を申し込まなければならないため、予定が立てにくく、年休が取りにくい状況になっています。

労働基準法第39条では、「使用者は、労働者が請求する時季に年次有給休暇（年休）を与えること」とされ、労働者が具体的な月日を指定した場合に時季変更権（事業の正常な運営を妨げる場合には他の時季に年次有給休暇を変更する事が出来る）による場合を除き、その日に年休を付与する必要があります。

年休とは、労働者が使用者（会社）に、労働日（労働をしなければならない日）に労働の免除をしてもらう有給の休暇です。そして、会社が労働者に与えなければならない日数も法律で決められています。

従って年休申請・取得の大前提は、休日指定予定日の公表を行うことを通じて労働日を明らかにする必要があります。

労働組合無視を許すな！

会社は、労働者を騙して、労働組合を無視して「休日指定予定日の公表の廃止」を強行しています。

会社の法律違反と労働組合無視の姿勢に対して、しっかりものを申していかなければ労働組合の存在意義がなくなります。

年間休日120日と年休をしっかりと与えろ！

会社（本社）は、JR東海労本部との業務委員会で「特休でも公休でも休みになるのだから、それで良いのではないのか」と開き直っています。

JR東海労の主張は「年間休日120日と年休をしっかりと与えろ」ということです。労働者を騙したり、法律違反を行うのはブラック企業のやることです。

会社の法律違反を止めさせるために みんなで声を上げていきましょう！！